

第 年 月 日
第 年 月 日

様

野田市長

㊟

事業系一般廃棄物の受入れに関する公表予告通知書
事業系一般廃棄物の市の処理施設への搬入について、 年 月
日付け 第 号により改善その他必要な措置を講ずるよう命令し
ましたが、当該措置が採られていないため、野田市廃棄物の処理及び再利用
に関する条例第18条の5第1項の規定により次のとおり公表することを決
定したので、同条第2項の規定により通知します。

なお、公表後も当該命令に従わないときは、同条例第18条の6第1項の
規定により事業系一般廃棄物の受入れを拒否することがあります。

公表開始予定年月日	年 月 日
公表の内容	
公表の方法	

また、次のとおり公表に関して意見を述べる機会を付与しますので、同項
の規定により併せて通知します。

意見を述べる方法は、意見書の提出とします。	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。